

「交流民泊」に取り組むみなさまへ

鳥取県「交流民泊」 支援ガイドブック

令和8年4月14日発行 第8版

R7.5.2 発行 第7版 ・ R6.6.21 発行 第6版 ・ R5.9.1 発行 第5版 ・ R3.3.31 発行 第4版
R2.3.31 発行 第3版 ・ R1.5.24 発行 第2版 ・ H30.6.8 発行 第1版

このガイドブックは、鳥取県、市町村等が実施する「交流民泊」に対する主な支援施策を皆様へお知らせするためとりまとめたものです。

支援制度の活用について、御検討いただければ幸いです。

【ガイドブック全般に係る問い合わせ先】

〒680-8570 鳥取市東町1-220

鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課

電話 0857-26-7638

ファクス 0857-26-8308

メール kankou@pref.tottori.lg.jp

まず始めに・・・

観光客のニーズが、見学型（観光地の訪問が中心の従来型の観光）から体験型に変化する傾向が見られ、田舎暮らしや農業体験等のエコツーリズム、グリーンツーリズムに対する関心が高まっています。

こうした「農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しむ滞在（農山漁村滞在型旅行）」＝「農泊」が新しい旅のカたちとして広まっており、特に、その地域ならではの伝統的な文化・生活体験や地域の人々との交流を楽しんだり、地域住民が暮らす民家で、まるで遠くの親戚や友人の家を気軽に訪れたような、ゆったりとしたありのままの田舎暮らしを堪能できる民泊に対する需要が増えてきています。

とっとりスタイル「交流民泊」の推進

宿泊者と地域住民の安全・安心及び地域住民により形成されてきた生活環境との調和の確保を前提として、鳥取県ならではの旅の魅力を国内外からのお客様に感じてもらうための民泊が鳥取県が目指すべき民泊です。

民泊サービスの提供者（以下、「ホスト」という。）が宿泊者とコミュニケーションを図ることができる民泊は、おもてなしの心を伝える絶好の機会であるとともに、県全体に広がる多様で魅力ある地域の観光資源にふれていただく機会を提供することにもつながります。

こうしたホストや地域住民との交流や、その土地でしか体験できない伝統・文化・歴史・生活様式等を楽しむことを目的として、主として農山漁村地域で行われる民泊を鳥取県では「交流民泊」と定義し、本県の観光を担う宿泊施設へと育成するためのバックアップ体制を構築するとともに、支援施策を設け、積極的に推進していきます。

目次

1 民泊を開設する方向けのサポート

(1) 宿泊施設整備に対する支援

ア 鳥取県の魅力を伝える特色ある宿泊施設への支援

【県】農山漁村宿泊体験・交流地域づくり支援事業補助金[農山漁村宿泊体験・交流施設整備事業(ハード事業向け)]	4
【鳥取市】中山間地域魅力ある民泊推進事業補助金	5
【倉吉市】農山村地域の魅力ある滞在施設整備事業費補助金	5
【北栄町】農村漁村宿泊体験交流地域づくり支援事業補助金	6
【湯梨浜町】農山漁村宿泊体験・交流地域づくり支援事業補助金	7

イ 中山間地域振興・賑わいづくりにつながる宿泊施設への支援

【県】空き家利活用流通促進事業補助金[空き家等改修支援事業]	8
【県】空き家利活用流通促進事業補助金[古民家空き家等改修支援事業]	8
【県】移住定住促進交付金[シェアハウス・ゲストハウス等の整備等に係る支援]	9

(2) 資金調達等開業準備に対する支援(起業・開業支援)

【境港市】創業支援補助金	10
【岩美町】がんばる商工業者総合支援事業補助金	10
【八頭町】「出る杭を伸ばす」事業者応援補助金	11
【若桜町】創業支援補助金	12
【三朝町】創業支援補助金	12
【北栄町】創業支援事業補助金	13
【北栄町】由良宿まちづくり活性化支援事業補助金	14
【湯梨浜町】創業・販路開拓支援補助金	15
【琴浦町】琴浦でスタート! 応援補助金	15
【南部町】ビジネスチャレンジ応援補助金	16
【日南町】チャレンジ企業支援事業	19
【日南町】日南町空き家等リノベーション創業支援補助金	20
【江府町】チャレンジ企業支援事業	21
【日野町】日野町創業等支援事業補助金	21

(3) 訪日外国人観光客の受入環境整備に対する支援

【県】農山漁村宿泊体験・交流地域づくり支援事業補助金[お試し体験受入事業]	23
【県】外国人観光客倍增促進補助金	24

(4) 付加価値を生み出すための支援

ア 体験プログラム造成に係る取組

【県】農山漁村宿泊体験・交流地域づくり支援事業補助金[農山漁村宿泊体験・交流メニューづくり事業(ソフト事業向け)【宿泊事業者向けメニュー】]	25
--	----

【県】農山漁村宿泊体験・交流地域づくり支援事業補助金[お試し体験受入事業] ※再掲	25
---	----

イ 豊かな食の魅力を伝える取組

【県】もうかる6次化・農商工連携支援事業（6次産業型）	26
-----------------------------	----

ウ 交流促進・地域の賑わいづくりにつながる取組

【八頭町】観光・交流促進補助金	27
【鳥取市】輝く中山間地域創出事業補助金	28

2 民泊に取り組む地域・団体向けのサポート

（１）地域ぐるみで民泊を活用する取組に対する支援

【県】農山漁村宿泊体験・交流地域づくり支援事業補助金[農山漁村宿泊体験・交流メニューづくり事業（ソフト事業向け）【民泊推進協議会向けメニュー】]	29
【国】農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）及び地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型））	30

（２）研修開催等に係る取組に対する支援

【団体】「とっとりプロボノ」による支援	32
---------------------	----

（３）その他（地域課題の解決に向けた取組への支援）

【県】ミラ・クル・とっとり運動推進補助金	33
----------------------	----

3 旅館業「簡易宿所」営業許可を取得して民泊に取り組む方向けのサポート

（１）「簡易宿所」営業許可取得に係る助成

【智頭町】智頭町森林セラピー推進事業補助金	37
【団体】とっとり因幡グリーンツーリズム補助事業〔農家民泊等推進補助金〕	37

（２）ユニバーサル化等に係る取組に対する支援

【県】宿泊施設魅力アップ事業補助金	38
-------------------	----

（参考）関係団体の取組

◎一般社団法人山陰インバウンド機構	40
◎鳥取県教育旅行誘致促進協議会	40
◎第一次産業観光利活用推進協議会	40
◎とっとり空き家利活用推進協議会	40

（参考）関連サイト	41
-----------	----

ここに記載している情報は、発行時点の内容であり、各自治体等の予算状況等により、内容が変更・終了となることがあります。

鳥取県、市町村等が実施する「交流民泊」への支援

県	市町村	国	団体
---	-----	---	----

1 民泊を開設する方向けのサポート

(1) 宿泊施設整備に対する支援

ア 鳥取県の魅力を伝える特色ある宿泊施設への支援

【県】農山漁村宿泊体験・交流地域づくり支援事業補助金〔農山漁村宿泊体験・交流施設整備事業（ハード事業向け）〕

区分	補助金（間接補助）
施策主体	県
対象者	市町村、市町村が認める宿泊事業者又は民泊推進協議会 「宿泊事業者」・・・農家の自宅等を活用して家主居住型で農山漁村等地域における自然・伝統等の観光素材と組み合わせた体験を提供する宿泊施設を開業する者、又は既に開業している者 「民泊推進協議会」・・・鳥取県内の周辺地域で教育旅行等の民泊受入れに取り組む2者（個人を含む）以上で構成される連携事業者 ※交付先：市町村
施策概要	鳥取県らしさを堪能する特色ある宿泊体験（民泊、古民家活用）を中心に地域資源を活用したコンテンツづくりやこれらを結び付けた魅力ある滞在エリアの創造に取り組む事業者等を支援 【補助対象経費】 ① 日本ならではの伝統的な農山漁村体験や地域の人々との交流を楽しむ滞在を提供する等、その宿を訪れることが旅の目的となる民泊等施設の整備に要する経費 ② 宿泊者が利用する浴室、台所、トイレ等の改修、宿泊者用寝室の畳の張替及び施設のバリアフリー化に要する経費 【補助率と補助上限額】 ① 1/2（県 1/3、市町村 1/6） ・上限（県）100万円（市町村）50万円 （ただし、民泊推進協議会の会員である事業者は上限（県）200万円（市町村）100万円） ② 1/2（県 1/3、市町村 1/6） ・上限（県）30万円（市町村）15万円
申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局 中山間・地域振興課 電話 0857-26-7961 FAX0857-26-8742 メールアドレス chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp

関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/322551.htm
-------	---

【鳥取市】中山間地域魅力ある民泊推進事業補助金

区 分	補助金
施 策 主 体	鳥取市
対 象 者	宿泊事業者：鳥取市の中山間地域において、特色ある宿泊事業に地域ぐるみで取り組み、民泊等施設を新規に運営する者又は既に運営している者で利用拡大を目指す者 民泊推進協議会：鳥取市の中山間地域において、教育旅行等の民泊受入れに取り組む2者以上（個人を含む）で構成される連携事業者
施 策 概 要	古民家、農家等における民泊を活用した特色ある宿泊体験を中心に地域資源や住民とのぬくもりある交流を活用し、観光客がまた訪れたい魅力ある滞在エリアの創造に取り組む宿泊事業者を支援することにより、鳥取市の中山間地域の活性化及び地域内経済の循環を推進 【補助対象経費、補助率、補助上限額】 1 ①魅力ある民泊等施設総合整備（宿泊事業者、民泊推進協議会向け） ：その宿を訪れることが旅の目的となる民泊等施設の整備に要する経費 ②魅力ある宿泊体験メニュー創造支援（宿泊事業者向け） ：民泊等施設において提供する地域資源等を活用した特色ある商品化等に要する経費等 ③魅力ある滞在エリア創造支援（民泊推進協議会向け） ：滞在エリア内において地域ぐるみで宿泊客を迎えるにあたっての「おもてなし」を向上させる取組に要する経費等 →①②③合計で補助率 1/2、上限 150 万円 ※民泊推進協議会の会員は上限 300 万円 ※①の事業を必ず実施すること 2 魅力ある民泊等施設整備（宿泊事業者、民泊推進協議会向け） ：宿泊者が利用する浴室、台所、トイレ、洗面室等の改修及び施設のバリアフリー化等に要する経費 →2のみで補助率 1/2、上限 30 万円
申 請 期 間	要相談
問 合 せ 先	鳥取市 市民生活部 地域振興課 電話 0857-30-8172 FAX0857-20-3919 メールアドレス chiikishinko@city.tottori.lg.jp
関連サイト	https:// www.city.tottori.lg.jp/page/7306.html

【倉吉市】農山村地域の魅力ある滞在施設整備事業費補助金

区 分	補助金
施 策 主 体	倉吉市
対 象 者	宿泊事業者：農家の自宅等を活用し家主居住型で農山村地域における自然・伝統等の観光素材と組み合わせた体験を提供する民泊等施設を新規に開業する者及び既に開業している者 民泊推進協議会：倉吉市内で教育旅行等の民泊受入れに取り組む2者以上（個人を含む。）で構成される連携事業者
施 策 概 要	農山村生活体験及び地域の人々との交流を楽しむ滞在を提供するための民泊等施設を整備する事業を補助することにより、観光客の誘客及び農山村地域の交流人口の増加による地域活性化を支援 【補助対象経費】 農山村地域における自然・伝統等の体験を提供する民泊等施設の整備に要する経費 ：宿泊者が利用する浴室、台所、トイレ、洗面室等の改修、宿泊者用寝室の畳の張替及び施設のバリアフリー化等に要する経費 【補助率と補助上限額】 1/2 ・上限 45万円
申 請 期 間	募集期間の設定あり
問 合 せ 先	倉吉市 経済観光部 観光交流課 電話 0858-22-8158 FAX0858-22-8136 メールアドレス tourism@city.kurayoshi.lg.jp
関 連 サ イ ト	https://www.city.kurayoshi.lg.jp/1468.htm

【北栄町】農村漁村宿泊体験・交流地域づくり支援事業補助金

区 分	補助金
施 策 主 体	北栄町
対 象 者	町が認める宿泊事業者又は教育旅行地域協議会者等団体 「宿泊事業者」・・・民泊等を活用し地域の観光素材と組み合わせた特色ある宿泊施設を新規に開業する者、及び既に開業している者 「民泊推進協議会」・・・北栄町内の地域で教育旅行等の民泊受入れに取り組む2者（個人を含む）以上で構成される連携事業者
施 策 概 要	北栄町らしさを堪能する特色ある宿泊体験（民泊、古民家活用）を中心に地域資源を活用や住民との交流を促進するような魅力ある滞在エリアの創造に取り組む事業者等を支援

【補助対象経費】 自宅を改修し、日本ならではの伝統的な農山漁村体験や地域の人々との交流を楽しむ滞在を提供する等、その宿を訪れることが旅の目的となる民泊等施設の整備に要する経費 【補助率と補助上限額】 1/2 ・上限 150 万円（但し教育旅行北栄支部受入会員の場合 300 万円）	
申請期間	随時（但し予算に限りがあります）
問合せ先	北栄町 観光交流課 交流推進室 電話 0858-37-3158 FAX0858-37-5339 メールアドレス kouryu@e-hokuei.net
関連サイト	http://www.e-hokuei.net/2283.htm

【湯梨浜町】農山漁村宿泊体験・交流地域づくり支援事業補助金

区 分	補助金
施策主体	湯梨浜町
対 象 者	町が認める宿泊事業者又は民泊推進協議会 「宿泊事業者」・・・湯梨浜町内において、家主居住型で特色ある宿泊事業に取り組み、民泊等施設を新規に運営する者、又は既に運営している者 「民泊推進協議会」・・・湯梨浜町内において、教育旅行等の民泊受入れに取り組む2者（個人を含む）以上で構成される連携事業者
施策概要	古民家及び農家等における民泊を活用した特色ある宿泊体験を中心に、地域資源を活用したコンテンツづくり、魅力ある滞在エリアの創造に取り組む宿泊事業者等を支援することにより、湯梨浜町内の活性化及び地域内経済の循環を進める。
【補助対象経費、補助率、補助上限額】 1 民泊施設の内装・外装の改修等 ①宿泊事業者、民泊推進協議会向け その宿を訪れることが旅の目的となる民泊等施設の整備に要する経費 ②宿泊事業者向け 民泊等施設において提供する地域資源等を活用した特色ある商品化等に要する経費等 ③民泊推進協議会向け 滞在エリア内において地域ぐるみで宿泊客を迎えるにあたっての「おもてなし」を向上させる取組に要する経費 等 →①②③合計で補助率 1/2、上限 150 万円（民泊推進協議会員は上限 300 万円） 2 水回りの改修、宿泊者用寝室の畳の張替等（宿泊事業者、民泊推進協議会向け） 宿泊者が利用する浴室、台所、トイレ、洗面室等の改修及び施設のバリアフリー化等に要する経費 →2のみで補助率 1/2、上限 45 万円	
申請期間	募集期間の設定あり
問合せ先	湯梨浜町 産業振興課 観光商工室 電話 0858-35-5383 FAX0858-35-5376 メールアドレス ysangyo@yurihama.jp

イ 中山間地域振興・賑わいづくりにつながる宿泊施設への支援

【県】空き家利活用流通促進事業補助金〔空き家等改修支援事業〕

区 分	補助金（間接補助）
施策主体	県
対象者	市町村が認める県内在住の個人（事業完了後3か月以内に県内に移住する者を含む）、県内に主たる事務所又は活動拠点を置く団体、県内に本店を置く事業者（個人事業者を含む）、県内に所在する住宅を所有する県外在住の個人（相続により取得した場合に限る）
施策概要	老朽化等で一般に流通しづらい空き家の市場流通を促進するため、空き家の改修に必要な経費の一部を支援します。 【対象建築物】 改修前において次のいずれにも該当する建築物 ① 一戸建て住宅又は長屋建て住宅（店舗併用住宅を含む） ② 2年以上利用がない空き家。ただし、建築後30年以上経過している場合は1年以上。 ※改修後10年以上利活用に供すること。 【補助対象経費】 以下に掲げる経費の合計（ただし、②の経費は①の経費の1/2を上限とする） ① 空き家の利活用に必要な改修工事費用 ② 改修工事に必要な設計費用、家財道具撤去費用、外構整備費用等 【補助率・補助上限額】 改修後に住宅として活用：県1/3（上限60万円） 改修して住宅以外に転用して活用：県1/3（上限100万円） ※いずれも市町村は別途、県補助額の1/2以上の額を負担
申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局 中山間・地域振興課 電話 0857-26-7390 FAX0857-26-8742 メールアドレス chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp

【県】空き家利活用流通促進事業補助金〔古民家空き家等改修支援事業〕

区 分	補助金（間接補助）
-----	-----------

施策主体	県
対象者	市町村が認める県内在住の個人（事業完了後3か月以内の県内に移住する者を含む）、県内に主たる事務所又は活動拠点を置く団体、県内に本店を置く事業者（個人事業者を含む）、県内に所在する住宅を所有する県外在住の個人（相続により取得した場合に限る）
施策概要	建築物として価値が認められる古民家を地域住民の交流拠点やゲストハウス、コワーキングスペース、カフェ等、地域の活性化に資する改修を行う際の経費の一部を支援します。 【対象建築物】 改修前において次のいずれにも該当する建築物 ① 一戸建て住宅（店舗等併用住宅を含む）で、建築物として価値が認められる古民家 ② 1年以上利用がない空き家 ※改修後、10年以上地域の活性化等に資する目的で利活用に供すること。 【補助対象経費】 以下に掲げる経費の合計（ただし、②の経費は①の経費の1/2を上限とする） ① 空き家の利活用に必要な改修工事費用 ② 改修工事に必要な設計費用、家財道具撤去費用、外構整備費用 【補助率・補助上限額】 県1/2（上限200万円） ※市町村は別途、県補助額の1/2以上の額を負担
申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局 中山間・地域振興課 電話 0857-26-7390 FAX0857-26-8742 メールアドレス chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp

【県】移住定住推進交付金

【シェアハウス・ゲストハウス等の整備等に係る支援】

区分	補助金（間接補助）
施策主体	県
対象者	市町村、大学、民間事業者、地域等
施策概要	市町村・大学・民間事業者・地域等が連携し、空き家等を改修して行う、シェアハウス、ルームシェア、ゲストハウスの整備を支援 計画策定事業 【補助対象事業・補助対象経費】 市町村・大学・民間事業者・地域等が連携し、空き家等を活用して行うシェアハウス、ルームシェア、ゲストハウスの整備により、若者の地域定着を促進するための計画策定 ・ 計画策定に要する検討会開催経費（食料費は除く） ・ 計画策定を専門機関等へ委託する場合に要する経費 ・ 対象となる物件を活用するための調査設計等に要する経費 ・ 先進事例勉強会等開催に係る講師謝金及び旅費 【交付先】市町村 【補助率・補助上限額】市町村負担額の2/3、（上限100万円） シェアハウス等施設整備事業

【補助対象事業・補助対象経費】 市町村・大学・民間事業者・地域等が連携し、空き家等を改修して行う、シェアハウス、ルームシェア、ゲストハウスの整備 ・ 空き家等の改修に係る経費 ・ 家財道具の処分に係る経費 【交付先】 市町村 【補助率・補助上限額】 市町村負担額の 1/2、（上限 250 万円）	
申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 人口戦略推進本部 人口戦略課 （電話）0857-26-7648 （ファクシミリ）0857-26-8870
関連サイト	https://www.pref.tottori.lg.jp/item/876434.htm#itemid876434

（２）資金調達等準備に対する支援（起業・開業支援）

【境港市】創業支援補助金

区分	補助金
施策主体	境港市
対象者	① 事業を営んだことがなく、境港市内で創業する者 ② 創業の日までに、次のいずれかに該当していること ・個人の場合は、境港市内に住民登録されていること ・法人の場合は、境港市内を本店所在地とした設立登記が行われていること ③ 特定創業支援等事業による支援を受けた者（境港商工会議所でも支援しています） ④ 境港市税に滞納がない者
施策概要	これまで事業を営んだことのない方が、境港市内で創業する場合、初期費用の一部を助成します。 【補助対象経費】 ・事業拠点費（備品購入費、事務所改修費など） ・宣伝広告費（チラシデザイン、ＨＰ製作費など） ・設立登記費（会社の設立登記に要する経費） 【補助金額】 補助対象経費の 1 / 2（上限 30 万円※） ※ I ターン者（鳥取・島根県内に在住したことがある者を除く）に限り、上限 50 万円
申請期間	随時
問合せ先	境港市産業部水産商工課商工振興係 TEL：0859-47-1056
関連サイト	https://www.city.sakaiminato.lg.jp/index.php?view=106327

【岩美町】がんばる商工業者総合支援事業補助金

区分	補助金
施策主体	岩美町

対 象 者	岩美町商工会で経営計画に係る指導を受けて、町内で新たに創・開業しようとする商工業者 ただし、フランチャイズ、営業の譲渡、委託等に伴う事業である場合は除く。
施 策 概 要	町内での創・開業を、岩美町商工会等と連携して支援し、以下の経費に対して補助金を交付します。 ①店舗、事務所の整備に要する経費 ②設備の整備に要する経費 ③補助事業実施年度内の賃借料（テナント料、機器のリース料） 交付申請時点で既に事業を営んでいないこと。 また、1年以上の事業の継続義務あり。 原則として町内事業者へ発注した経費を対象とします。 有識者等による審査会を開催し、補助事業者を決定します。 補助金の交付は、同一補助事業者に対し一回限りとします。 既存事業者が活用する場合は、小規模事業者かつ新たな業種（日本標準産業分類の大分類が既存事業と異なる業種）で事業を開始する場合に限ります。 補助率：補助対象経費の3分の2（上限50万円） ※ただし、申請者が35歳未満の町内在住者であるときは上限100万円
申 請 期 間	毎年度1月末まで
問 合 せ 先	岩美町 商工観光課 商工・交流係 TEL：0857-73-1416 FAX：0857-73-1524
関 連 サイト	http://www.iwami.gr.jp/dd.aspx?menuid=1992

【八頭町】「出る杭を伸ばす」事業者応援補助金

区 分	補助金
施 策 主 体	八頭町
対 象 者	（起業創業型） 申請日において、12ヶ月以内に町内に事業所等を設置し法人設立若しくは個人事業主の開業届の提出により創業を行おうとする個人又は町内に事業所等を設置し創業から12ヶ月を経過していない法人若しくは個人事業主 （新事業展開型） 法人又は個人事業主
施 策 概 要	（起業創業型） 事業を営んでいない者が新たに事業を開始するために行う事業に対し補助を行う。 （新事業展開型） 市場調査、新商品開発、販路開拓、経営多角化・新規の事業展開等のために新たに行う事業に対し補助を行う。

(起業創業型)	
【補助対象となる経費】広告宣伝費・賃借料・委託料・店舗改修費・備品購入費・法人登記に係る経費等	
【補助率等】 1 / 2 ・補助金上限 50 万円	
(新事業展開型)	
【補助対象となる経費】広告宣伝費・賃借料・委託料・店舗改修費・備品購入費・法人登記に係る経費等	
【補助率等】 1 / 2 ・補助金上限 20 万円	
申請期間	毎年度 4 月～2 月末まで（予算の限り）
問合せ先	八頭町 産業観光課 商工観光室 TEL : 0858-72-0144
関連サイト	https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/18/1487.html

【若桜町】創業支援補助金

区 分	補助金
施策主体	若桜町
対 象 者	本補助金を受給できるのは、次の各号の条件を満たす者でなければならない。 (1) 創業前又は申請時に創業の日から 1 年を経過しない者であって、個人の場合は、申請日において町内に住民登録があること。法人の場合は、実績報告書の提出日までに町内に法人を設立していること。 (2) 町税を滞納していないこと。 (3) 他から同一事業に対する助成を受けていないこと。 (4) 小規模事業者（中小企業信用保険の対象となる者で、常時使用する従業員の数が 20 人以下（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については 5 人以下）の法人又は個人）であること。 (5) 創業の日以後、5 年以上経営継続の見込みのあること。 (6) 若桜町商工会員又は商工会に加入を行うこと。
施策概要	若桜町において新たに創業・開業する者等に対し、その事業に要する経費の一部について補助金を交付します。 (1) 補助対象経費 広告宣伝費、設備費、事業所の開設費および改修費、専業専用備品購入費 (2) 補助金の額 10 / 10（上限 100 万円）
申請期間	随時
問合せ先	若桜町 経済産業課 観光商工室 TEL : 0858-71-1313 FAX : 0858-71-1312
関連サイト	若桜町ホームページはこちら↓ http://www.town.wakasa.tottori.jp/

【三朝町】創業支援補助金

区 分	補助金
施 策 主 体	三朝町
対 象 者	三朝町内で創業する新規事業者のうち、次の全ての条件に該当するもの。 ① 三朝町商工会の会員又は特定創業支援事業者の認定を受けている者。 ② 町税を滞納していない者。 ③ 1年以上事業を継続する者 ④ 暴力団員ではないこと。 ⑤ 過去に本補助金、又は三朝町空き店舗等活用支援事業補助金、三朝町店舗改装等支援事業補助金若しくは三朝町企業立地促進補助金の交付を受けていない者。 ⑥ 税務署に対して個人事業の開業届出又は法人設立届出を行う者
施 策 概 要	三朝町内で創業する新規事業者に対して支援します。 ○補助対象事業の要件 ① 町の商工業の発展及び賑わい創出が期待できる事業であること ② 具体的な事業計画を有し、創業開始から1年以上の事業の継続が見込まれること ③ 毎月概ね20日以上営業すること ④ 開業に必要な資格を有するか、又は開業までに有する見込みがあること ⑤ 風俗営業を行う場合は、町長が不適当と認める業態のものでないこと ⑥ 金融関係事業でないこと ⑦ 以上の他、趣旨に照らして不適当と認められる事業でないこと ○補助対象経費 ① 新・増築工事費、② 内・外装工事費、③ 設備工事費、④ その他の工事費（ア 基礎、土台、柱、壁その他構造部分の耐震補強工事費 イ ①から③まで掲げる工事に関連して行う解体工事費）、⑤ 設備、備品購入費、⑥ 土地、建物、店舗・車両、機器等の賃借料（敷金等は除くただし開業まで）、⑦ 法人登記に要する経費、⑧ 知的財産登録に要する経費、⑨ 創業時のマーケティングに要する経費、⑩ 技術指導受入に要する経費、⑪ その他町長が必要と認める経費 ※ 消耗品や店舗の賃貸契約に係る敷金・礼金・保証金等は補助対象外経費 ○補助金額 ① 新たに店舗を建設する場合→補助対象経費の1/2 上限300万円 ② 物件を改修し、店舗とする場合→補助対象経費の1/2 上限100万円 ③ 既存の物件を改修せず店舗とする場合→補助対象経費の1/2 上限50万円 ○交付時期 ①、②については、補助対象経費に係る工事完了後に交付決定額の2分の1以内の金額を支払い、創業開始から1年経過後に交付済額を差し引いた金額を支払う。

申請期間	補助対象事業に着手しようとする1ヵ月前まで
問合せ先	三朝町 観光交流課 TEL : 0858-43-3514 FAX : 0858-43-0647
関連サイト	三朝町ホームページ http://www.town.misasa.tottori.jp/

【北栄町】創業支援事業補助金

区 分	補助金
施策主体	北栄町
対象者	町内で新規創業を行おうとする個人又は法人
施策概要	北栄町内で創業を行おうとする個人又は法人に対して、初期投資にかかる経費の一部を支援します。
事業者所開設支援事業 創業を目的とした事業所等の開設等に係る経費や設備費の一部を支援します。 ①条件 ・町内に事業所等を新設する者 ・補助対象経費が50万円以上となる事業 ②金額等 ・補助率1/2 上限：100万円 ③加算 ・町内に住所を有する法人又は個人事業主からの購入や施工をした場合 上限50万円（補助率1/2）を加算する 経営支援事業 創業に必要な市場調査や販売促進など、経営安定化を図る経費の一部を支援します。 ・補助率1/2 上限：50万円 雇用促進事業 町内に住所を有する者を正規雇用した場合に、人件費の一部を支援します。 ・町内者1名あたり30万円 上限3人	
申請期間	随時
問合せ先	北栄町 産業振興課 農商工推進室 TEL : 0858-37-3153 FAX : 0858-37-5339
関連サイト	http://www.e-hokuei.net/

【北栄町】由良宿まちづくり活性化支援事業補助金

区 分	補助金
施策主体	北栄町
対象者	北栄町由良宿の指定地域で新規創業（飲食・宿泊・小売業）を行おうとする者個人または

	法人 ※北栄町創業支援制度補助金との併用は不可。
施 策 概 要	北栄町由良宿の指定地域で創業する場合に、初期投資にかかる経費の一部を支給します。 ※「北栄町創業支援事業補助金」との違いは、第二創業も対象になること、また地区が北栄町由良宿に限定されていることです。
事業者所開設支援事業 創業を目的とした事業所の開設等に係る経費や設備費の一部を支援します。 ① 条件 ・町内に事業所を新設する者。補助対象経費が50万円以上となる事業。 ② 金額等 ・補助率 1 / 2 補助限度額 150万円 ③ 加算 ・町内に住所を有する法人または個人事業主からの購入や施工をした場合は上限50万円（補助率 1 / 2）を加算する。 経営支援事業 創業に必要な市場調査や販売促進など、経営安定化を図る経費の一部を支援します。 ・補助率 1 / 2 補助限度額 50万円 雇用促進事業 町内に住所を有する者を正規雇用した場合に人件費の一部を支援します。 ・町内者 1人あたり30万円 上限3人	
申 請 期 間	随時
問 合 せ 先	北栄町 産業振興課 農商工推進室 TEL : 0858-37-3153 FAX : 0858-37-5339
関 連 サイト	http://www.e-hokuei.net/

【湯梨浜町】創業・販路開拓支援補助金

区 分	補助金
施 策 主 体	湯梨浜町
対 象 者	認定経営革新等支援機関の指導を受けながら、町内で創業、新事業進出や販路開拓を行う個人または法人
施 策 概 要	湯梨浜町内で創業、新事業進出や販路開拓を行う個人または法人に対して、その経費の一部を支援します。認定経営革新等支援機関の指導を受けながら事業を行うことが必要です。 ●補助対象経費 機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、設備処分費、委託費、外注費 ●補助率・補助上限額 創業、新事業進出の場合は補助率 1/2、補助上限額 50万円 販路開拓の場合は補助率 1/2、補助上限額 20万円 ※事業承継に伴う事業の場合は補助率 2/3

※次のいずれかに該当する場合は限度額をそれぞれ 10 万円加算

- ①補助事業のすべてを湯梨浜町内の事業者が発注する場合
- ②特定創業支援等事業の支援を受けている場合

●その他

審査会を開催し、補助対象事業者を決定する予定です。

申請期間	募集期間の設定あり
問合せ先	湯梨浜町 産業振興課 観光商工室 電話 0858-35-5383 FAX0858-35-5376 メールアドレス ysangyo@yurihama.jp
関連サイト	https://www.yurihama.jp/soshiki/10/18862.html

【琴浦町】琴浦でスタート！応援補助金

区分	補助金
施策主体	琴浦町
対象者	<起業支援事業> 補助対象者 （一般枠）町内で起業し、かつ、町内に住所を有する者 （政策枠）地域の課題又は社会的課題の解決に資する事業を行う町内で起業する個人中小企業者 <オフィス移転支援事業> 補助対象者 町内の空き家、空き店舗等を活用しオフィスを設ける県外事業者
施策概要	<起業支援事業> 補助対象経費 ・土地、建物の取得、建築、賃借、改修費 ・設備の購入、賃借、改修、修繕費 ・車両、工具又は備品の購入、賃借経費 ・事業開始時の広告宣伝費 ・コンサルティング経費 補助率 2 分の 1 補助金上限 （一般枠）50 万円 （政策枠）100 万円 <オフィス移転支援事業> 補助対象経費 ・店舗の取得、改修、賃借費 ・設備の購入、賃借、修繕費 ・備品等の購入及び賃借経費 補助率 10 分の 10 補助金上限 100 万円

申請期間	令和8年5月11日(月)まで
問合せ先	琴浦町役場商工観光課 TEL: (0858) 52-1713 FAX: (0858) 52-1714
関連サイト	https://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2021040600034/

【南部町】ビジネスチャレンジ応援補助金

区分	補助金
施策主体	南部町
対象者	南部町内で起業、新分野参入、新商品開発を行う事業者及び団体、個人 ※商工会に加入し、推薦を受けてもらうことが条件です。
施策概要	南部町内で起業、新分野参入、新商品開発を行う際に必要な経費の一部を補助します。 【補助対象経費】 ①調査研究費 ②販路拡大にかかる経費 ③新製品の開発にかかる経費 ④特産品の開発にかかる経費 ⑤建物の建築及び改修費 ⑥構築物の設置及び改修費 ⑦機械及び装置の購入費 ⑧工具・器具及び備品の購入費 【補助率】 1/2 【補助上限額】 起業：500千円 新分野参入、新商品開発：300千円
申請期間	随時
問合せ先	南部町 未来を創る課 TEL: 0859-66-3113 FAX: 0859-66-4426
関連サイト	http://www.town.nanbu.tottori.jp/p/admin/kikakuseisakuka/14/

【伯耆町】本気で頑張る産業支援事業（国・県等制度利用支援事業補助金）

区分	補助金
施策主体	伯耆町
対象者	伯耆町内に在住する個人、伯耆町内に活動拠点を置く団体、伯耆町内に主たる事業所及び工場を持つ企業
施策概要	国・県等の公的機関の補助制度を利用して、起業・創業・新分野進出、商品開発、販路拡大、人材育成、リノベーション等を行う場合の経費を補助します。 【補助対象事業】 国・県等の公的機関の補助制度を利用して、起業・創業、新分野進出、商品開発、販路開拓、人材育成、リノベーション等を行う町内の事業者で、その内容が町の産業振興に寄与できると認められる場合に、事業者負担額の一部を補助

【補助内容】 ■補助率 1/2 以内 ■上限 50 万円／年 ■下限 5 万円／年 ■事業期間は国・県等の制度に準ずる 【補助対象経費】 国・県等の補助金の対象となる経費	
申請期間	随時
問合せ先	伯耆町 産業課 T E L : 0859-68-4211 FAX : 0859-68-3866
関連サイト	http://www.houki-town.jp/

【日南町】チャレンジ企業支援事業

区 分	補助金
施策主体	日南町
対 象 者	下表に掲げる業種での事業を営む又は営む予定をする者で、次のいずれかに該当する者 ① 日南町内に事業拠点を置く事業者 ② 日南町内において営利を目的として事業を行う事業者 ③ 日南町内において補助事業実施年度の 3 月 3 1 日までに起業を予定する者
施策概要	日南町内で起業、異業種参入、新製品の開発、事業の経営改善又は農林産物の加工販売をしようとする事業者を支援し、地域産業の活性化を図ることを目的とします。 【助成を受けられる方】 1 日南町内で事業を行う又は行う予定の事業者（法人、個人、グループ又は団体）で次の事業の何れかについて助成を行います。 （１）日南町内で起業や事業承継を予定するとき ⇒ 起業・事業承継支援 （２）日南町内に事業拠点を置く事業者で異業種に参入するとき ⇒ 異業種参入支援 （３）日南町内に事業拠点を置く事業者で新製品を開発するとき ⇒ 新製品開発支援 （４）日南町内に事業拠点を置く事業者で経営改善をするとき ⇒ 経営改善支援 （５）日南町内に事業拠点を置く事業者で、事業承継計画の策定、コンサルティングを活用するとき ⇒ 事業承継経営強化支援 （６）日南町内に事業拠点を置く事業者で、新たに規制等が制定されたため改修等するとき ⇒ 法改正対応支援 （７）日南町内に事業拠点を置く事業者で、自社の抱える経営課題を「とっとりプロフェッショナル人材戦略拠点」の支援を受け、専門知識を有する外部人材を活用し解決を図るとき ⇒ 副業・兼業人材活用支援 （８）日南町内に事業拠点を置く事業者で、国内外の観光客等向けに事業展開をするとき ⇒ 観光・対策支援 ※営利を目的としない法人、グループ、団体、協業体は対象となりません。 2 対象の業種 製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業など

3 交付申請の制限

補助金の交付から3年経過し、かつ成果目標を達成した場合は、同一事業でも再度交付申請をすることが可能です。

【補助内容】

調査研究費、販売拡大に係る経費、建物や構築物の建築・修繕費、機械・工具・備品の購入費など

※ 機械・工具・備品の購入については一品の取得価格が20万円以上のものに限りです。

※ (3)の事業の上限額…単独の事業者が実施する事業に係る経費については、50万円が上限です。

※ (4)の事業の上限額…調査研究費、販売拡大に係る経費については、50万円が上限です。

【補助金額】

1 (1)の事業：対象経費の2分の1以内（上限200万円～下限10万円）

1 (2)の事業：対象経費の2分の1以内（上限50万円、下限10万円）

1 (3)の事業：対象経費の2分の1以内（上限100万円、下限10万円）

1 (4)の事業：対象経費の2分の1以内（上限30万円、下限10万円）

1 (5)の事業：対象経費の4分の1以内（上限10万円、下限2万円）

1 (6)の事業：対象経費の2分の1以内（上限50万円～下限2万円）

1 (7)の事業：対象経費の2分の1以内（上限30万円～下限7.5千円）

1 (8)の事業：対象経費の2分の1以内（上限50万円～下限10万円）

申請期間	随時
問合せ先	日南町 地域づくり推進課 TEL：0859-82-1115
関連サイト	https://www.town.nichinan.lg.jp/soshikikarasagasu/kikakuka/syoutougouyou/685.html

【日南町】日南町空き家等リノベーション創業支援補助金

区 分	補助金
施策主体	日南町
対 象 者	日南町内の空き家等を活用し、起業又は創業を予定している個人又は法人
施策概要	(1) 事業の目的 空き家有効活用の促進、商工業振興、交流人口の増加、地域の活性化及び雇用の確保を図ることを目的に、日南町内の空き家等を活用して創業する者に対し、空き家等の施設改修等にかかる費用を支援します。 (2) 補助対象事業 創業者が所有している、又は借り受けている空き家に係る屋根・外壁・基礎等の構造体の改修、空調・給湯・電気・配管等の設備及び内装に関する改修。 ※原則として、自主施工又は町内業者の施工に限りです。 (3) 補助金額 補助対象事業費の2分の1（補助上限500万円）
申請期間	募集期間の設定あり ※まずはお相談ください。
問合せ先	日南町 地域づくり推進課 移住交流推進室

	電話 0859-82-1115
関連サイト	－

【江府町】チャレンジ支援事業補助金

区 分	補助金
施策主体	江府町
対象者	江府町商工会の会員または今後加入を予定している者で次のいずれかに該当する者。 ①江府町内に事業拠点を置く事業者又は江府町内で起業を予定する事業者 ②町内に住所を有する団体又は個人
施策概要	江府町内で起業、異業種参入、新規商品開発、事業承継、事業の改善等をしようとする事業者を支援するために補助金を交付します。 <補助対象事業> ①創業支援 ②事業承継支援 ③異業種参入支援 ④新製品開発支援 ⑤特産品開発支援 ⑥経営改善支援 <補助対象経費> 調査研究費、製品の販売拡大に係る経費、新製品の開発に係る経費 特産品の開発に係る経費、建物の建築及び改修費、構築物の設置及び改修費 機械及び装置の購入費、工具・器機及び備品の購入費 <補助率> 中小事業者 補助対象経費の 1 / 2 小規模事業者 補助対象経費の 2 / 3 <補助金の額> 上限 3 0 万円 下限額 5 万円(創業支援については上限 5 0 万円)
申請期間	随時
問合せ先	江府町産業建設課 T E L : 0859-75-6610
関連サイト	https://www.town-kofu.jp/2/1/6/14-copy/e100/

【日野町】日野町創業等支援事業補助金

区 分	補助金
施策主体	日野町
対象者	日野町内において事業を営む又は営む予定の者で起業、異業種参入を予定する者
施策概要	【対象業種】 1 農業、林業 農業(植物工場(施設内で野菜等の育成に必要な環境を、照明や空調、溶液供給等により人工的に制御し、季節を問わず連続的に生産可能な栽培施設)において行われるものに限る。)

- 2 製造業
すべての業種
- 3 情報通信業
すべての業種
- 4 卸売業、小売業
無店舗小売店を除く
- 5 学術研究、専門・技術サービス業
すべての業種
- 6 宿泊業、飲食サービス業
すべての業種
- 7 生活関連サービス業
娯楽業を除く(ただし、スポーツ施設提供業は対象とする)
- 8 教育、学習支援業
すべての業種
- 9 医療・福祉
すべての業種
- 10 サービス業(他に分類されないもの)
自動車整備業、機械等修理業

※上記 1 から 10 に定める対象業種であっても、次に定める業種は対象外とする。

(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号)第 2 条第 1 項各号に定める営業及び同法第 2 条第 5 項各号に規定する性風俗関連特殊営業、同法第 2 条第 11 項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可若しくは届け出が必要な営業

(2)易断所、観相業

(3)競輪、競馬等の競走場、競技団

(4)芸妓業、芸妓あっせん業

(5)場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業

(6)興信所(もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等行うものに限る。)

(7)集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものは除く。)

【事業内容】

1 事業計画書の成果目標に含める要件

必須要件：起業した事業経営又は異業種参入した事業経営を、補助事業完了年度から起算して 3 年以上継続する。

2 補助対象経費

(1)調査研究費

(2)製品の販売拡大に係る経費

	(3)建物の建築及び改修費 (4)構築物の設置及び改修費 (5)機械及び装置の購入費 (6)工具、器具及び備品の購入費 3 補助率 1/2 4 補助金上限額 50 万円(千円未満端数切捨て)
申請期間	随時
問合せ先	日野町役場 産業振興課 TEL：0859-72-2101 FAX：0859-72-1484
関連サイト	https://www.town.hino.tottori.jp/item/34898.htm

(3) 訪日外国人観光客の受入環境整備に対する支援

【県】農山漁村宿泊体験・交流地域づくり支援事業補助金[お試し体験受入事業]

区分	補助金
施策主体	県
対象者	個人、団体、宿泊事業者、民泊推進協議会 「宿泊事業者」・・・農家の自宅等を活用して家主居住型で農山漁村等地域における自然・伝統等の観光素材と組み合わせた体験を提供する宿泊施設を開業する者、又は既に開業している者 「民泊推進協議会」・・・鳥取県内の周辺地域で教育旅行等の民泊受入れに取り組む2者（個人を含む）以上で構成される連携事業者
施策概要	農山漁村体験の受入を試行的に行う場合に必要な経費を支援する。 【補助内容】 ①お試し農山漁村体験受入支援 農山漁村体験の受入を試行的に行う場合に必要なレンタル備品や消耗品等の購入等に要する経費を支援 ②試行的なインバウンド対応支援 農山漁村体験や外国人観光客を試行的に受け入れる場合に必要な通訳や翻訳等に要する経費 【補助率と補助上限額】 1/2 上限15万円
申請期間	随時

問 合 せ 先	鳥取県 輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局 中山間・地域振興課 電話 0857-26-7961 FAX0857-26-8742 メールアドレス chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp
関 連 サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/322551.htm

【県】外国人観光客倍增促進補助金

区 分	補助金
施 策 主 体	県
対 象 者	団体（民間事業者含む）、市町村
施 策 概 要	鳥取県内において、自治体や民間事業者の方による外国人観光客の受入環境整備に対し、次のような経費の一部を助成します。 【補助対象経費】 ● 外国語表記による案内看板の作製及び設置に要する経費 ● 外国人観光客受入のための研修会の開催に要する経費 ● 外国語案内ツールの整備に要する経費 ● 音声翻訳を行うためのタブレット端末等の整備に要する経費 ● 施設案内外国語表記看板、クレジットカード及び電子マネー対応機器等の設置等及び Wi-Fi 環境整備等の施設整備に要する経費 ● 免税手続きに要する備品等購入代金、免税店であることを周知するための経費及びその他免税店開設等に要する経費 ● ムスリム観光客のためのお祈り環境整備等に係る経費及び食事の提供等に係る経費 ● 両替及びモバイルサービス等の実施に係る経費 【補助率・補助金上限額】 2 分の 1 上限額 100 万円
申 請 期 間	随時
問 合 せ 先	鳥取県 輝く鳥取創造本部 観光交流局 観光戦略課 電話 0857-26-7421 FAX0857-26-8308 メールアドレス kankou@pref.tottori.lg.jp
関 連 サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/221019.htm

（４）付加価値を生み出すための支援

ア 体験プログラム造成に係る取組

【県】農山漁村宿泊体験・交流地域づくり支援事業補助金〔農山漁村宿泊体験・交流メニューづくり事業（ソフト事業向け）〔宿泊事業者向けメニュー〕〕

区 分	補助金
施策主体	県
対 象 者	「宿泊事業者」・・・農家の自宅等を活用して農山漁村等地域における自然・伝統等の観光素材と組み合わせた体験を提供する宿泊施設を開業する者、又は既に開業している者
施策概要	鳥取県らしさを堪能する特色ある宿泊体験（民泊、古民家活用）を中心に地域資源を活用したコンテンツづくりに取り組む事業者等を支援 【補助対象経費】 ①民泊等施設において提供する地域資源等を活用した特色ある商品（飲食物・加工品・土産物等）、サービス（体験メニュー・プログラム）の企画・開発・整備、商品化に要する経費 ②ホームページ制作、パンフレット作成、旅行会社やマスコミ関係者への情報提供等、造成したメニューの情報発信、販売促進、宣伝に必要な経費 ③新規に民泊等施設を運営する際の許認可申請等に要する経費（更新に係る費用は含まない） (例)食品衛生責任者養成講習会受講料、旅館業・食品営業許可申請手数料、建築確認申請手数料 等 ④自動火災報知設備又は特定小規模施設用自動火災報知設備の設置が義務づけられた施設に係る同設備の購入、設置に係る経費 【補助率と補助上限額】 2/3 ・上限 50 万円 ※①に係る事業を必ず実施すること
申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局 中山間・地域振興課 電話 0857-26-7961 FAX0857-26-8742 メールアドレス chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/322551.htm

【県】農山漁村宿泊体験・交流地域づくり支援事業補助金〔お試し体験受入事業〕※再掲

区 分	補助金
施策主体	県
対 象 者	個人、団体、宿泊事業者、民泊推進協議会 「宿泊事業者」・・・農家の自宅等を活用して家主居住型で農山漁村等地域における自然・伝統等の観光素材と組み合わせた体験を提供する宿泊施設を開業する者、又は既に開業している者

	「民泊推進協議会」・・・鳥取県内の周辺地域で教育旅行等の民泊受入れに取り組む2者（個人を含む）以上で構成される連携事業者
施策概要	農山漁村体験の受入を試行的に行う場合に必要な経費を支援する。 【補助内容】 ①お試し農山漁村体験受入支援 農山漁村体験の受入を試行的に行う場合に必要なレンタル備品や消耗品等の購入等に要する経費を支援 ②試行的なインバウンド対応支援 農山漁村体験や外国人観光客を試行的に受け入れる場合に必要な通訳や翻訳等に要する経費 【補助率と補助上限額】 1/2 上限15万円
申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興課 電話 0857-26-7961 FAX0857-26-8107 メールアドレス chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/322551.htm

イ 豊かな食の魅力を伝える取組

【県】もうかる6次化・農商工連携支援事業（6次産業型）

区分	補助金
施策主体	県
対象者	農林漁業者、農業を営む法人、任意組織（規約を有すること）、農漁協
施策概要	自ら生産、加工・製造、流通・販売を行う6次産業化に取り組む農林漁業者等を支援します。 【支援内容】 6次産業化や農商工連携の取組みに必要な経費を支援する。 （1）販路開拓のように6次産業化等の推進に必要な経費（ソフト） （2）加工に必要な機械・施設整備（3万円以上のもの）の経費（ハード） ※不動産（土地及び建築物）の購入、土地基盤の整備、生産に係る経費は対象外 【補助率】 1/2 （県1/3、市町村1/6） ※次のいずれかに該当する場合、2/3を補助（県1/2、市町村1/6） ○国際認証取得 ○これまで県外で行っていた加工を自ら行う 【県の単年度補助上限額】 農林漁業者(個人) 300万円 農業を営む法人 700万円 任意組織・農漁協 受益者1人当たり300万円ただし上限3,000万円 ※次のいずれかに該当する場合、上記の額に3/2を乗じた額 ○国際認証取得 ○これまで県外で行っていた加工を自ら行う 【主な要件】 （1）自ら農林漁業経営を行っていること （2）自らが生産だけでなく加工及び商品販売を行うこと （3）6次産業化の原料にあたる農林水産物の生産・販売実績が3年以上、経営耕地面積が30a以

- 上または年間の農産物販売金額が50万円以上であり、かつ生産状況が著しく悪いと判断されないこと
- (4) 事業で扱う農林水産物は事業実施主体が50%以上生産すること
- (5) 次のいずれかに該当すること

(農林分野)

○認定農業者である（ただし、食品衛生法第55条第1項に基づく営業許可取得のための取組にあっては、認定農業者であることを要しない）

○社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業所得相当額が基本構想所得並である

(水産分野の場合)

○1 経営体の加工品等の年販売額150万円以上を目指す取組である

○法人等・任意組織・漁協の加工品製造販売額又は直接販売額が10%以上向上する取組である

申請期間	募集期間の設定あり
問合せ先	鳥取県 農林水産部兼商工労働部 市場開拓局 食パラダイス推進課 TEL：0857-26-7807 FAX：0857-21-0609
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=245963

ウ 交流促進・地域の賑わいづくりにつながる取組

【八頭町】観光・交流促進補助金

区分	補助金
施策主体	八頭町
対象者	主に八頭町内において観光・交流事業を実施する者（個人、法人、団体）※同一年度内1回限り
施策概要	次の取り組みの推進等につながる事業 1. 関係人口の創出・拡大 2. スポーツツーリズムの推進 3. ワークেশンの推進 4. 農泊の推進 5. 「家族のお出かけに優しい町」事業の推進 6. 観光体験型メニューの開発・充実 7. インバウンド・多文化共生社会への対応 8. 地域の観光PRや情報発信
【補助対象経費】 原材料費、外注費、人材育成費、会場整備費、保険料、謝金、旅費交通費、燃料費、賃借料、備品購入費、消耗品費、通信運搬費、広告宣伝費、印刷製本費、雑役務費、委託費その他町長が必要と認めるもの 【補助率等】2/3・補助金上限20万円	
申請期間	毎年度4月～2月末まで（予算の限り）
問合せ先	八頭町 産業観光課 商工観光室 TEL：0858-72-0144
関連サイト	https://www.town.yazu.tottori.jp/soshiki/18/1489.html

【鳥取市】輝く中山間地域創出事業補助金

区 分	補助金
施 策 主 体	鳥取市
対 象 者	鳥取市内に住所を有する各種団体（集落、農業生産団体、各地域任意団体、NPO法人等）
対象事業例	・地域活性化計画の策定 ・特産品開発や地域食材による新たな食メニューの開発 ・休耕田を活用した特産品栽培 ・新たな地域イベントの創出 ・伝統工芸品、伝統芸能の伝承活動 ・地域コミュニティ強化対策の取り組み ・地域資源を活用したむらまち交流 など
施 策 概 要	・地域住民や団体等が自ら創意工夫を凝らし、中山間地域の活性化をめざして取り組む地域活性化計画の策定及び計画に基づくソフト事業を支援します。 ・むら（中山間地域の集落、任意団体等）とまち（市街地の自治会、任意団体等）又はむら同士が、中山間地域の地域資源等を活用し、相互の連携と理解を図ることで互いの活性化につながる交流を支援します。
【対象経費】 1. 地域活性化計画の策定に要する経費 （報償費、旅費、需用費、役務費、借り上げ料、原材料費等） 2. 地域活性化計画に基づいて実施するソフト事業に要する経費 （報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、借り上げ料、原材料費、3万円以内の備品購入費等） 3. 里山交流（中山間地域の地域資源を主体とした交流事業）に要する経費（→1と同じ内容）	
【補助率と補助上限額】 1. 活性化計画の策定 10 分の 10 以内 10 万円 2. 活性化計画に基づくソフト事業 10 分の 8 以内 200 万円 （複数年次で取り組む場合は、最大 3 年累計上限 200 万円） 3. 里山交流 10 分の 10 以内 10 万円	
申 請 期 間	募集期間の設定あり
問 合 せ 先	鳥取市 市民生活部 地域振興課 電話 0857-30-8172 FAX0857-20-3919 メールアドレス chiikishinko@city.tottori.lg.jp
関 連 サ イ ト	http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1372322773932/index.html

2 民泊に取り組む地域・団体向けのサポート

（１）地域ぐるみで民泊を活用する取組に対

する支援

【県】農山漁村宿泊体験・交流地域づくり支援事業補助金〔農山漁村宿泊体験・交流メニューづくり事業（ソフト事業向け）【民泊推進協議会向けメニュー】〕

区 分	補助金
施策主体	県
対象者	「民泊推進協議会」・・・鳥取県内の周辺地域で教育旅行等の民泊受入れに取り組む2者（個人を含む）以上で構成される連携事業者
施策概要	鳥取県らしさを堪能する特色ある宿泊体験（民泊、古民家活用）を中心に地域資源を活用したコンテンツづくりやこれらを結び付けた魅力ある滞在エリアの創造に取り組む民泊推進協議会を支援
【補助対象経費】 ①滞在エリア内において地域ぐるみで宿泊客を迎えるにあたっての「おもてなし」を向上させる取組に要する経費 ②これまでは宿泊客による消費効果が及びにくかった民泊等施設以外の飲食店・販売店や体験施設等に宿泊客を引き込みエリア内での滞在時間を増やす取組に要する経費 ③滞在エリア内における受入れ家庭確保のための掘り起こしに要する経費 ④農山漁村宿泊体験・交流メニューづくり事業（ソフト事業向け）【宿泊事業者向けメニュー】に要する経費 ⑤滞在エリアの品質評価のため、日本ファームステイ協会による「農泊品質評価支援制度」の評価を受けるために必要な経費 【補助率と補助上限額】 2/3 ・上限 60 万円（7 者以上で構成される民泊推進協議会にあっては、上限 100 万円） ※①～③に係る事業のうちいずれか 2 つ以上を実施すること	
申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 輝く鳥取創造本部 中山間・地域振興局 中山間・地域振興課 電話 0857-26-7961 FAX0857-26-8742 メールアドレス chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/322551.htm

【国】農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）及び地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型））

区 分	補助金
施策主体	国（農林水産省）
対象者	
施策概要	1～3、6：地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）、4～5：地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型） 1 農泊推進事業 （1）農泊地域創出タイプ 【補助対象事業】 農泊を観光ビジネスとして持続的に活動できる体制の確立、農山漁村に賦存する伝統料理等の「食」、美しい景観等の地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組、情報発信等の取組 【事業実施主体】 地域協議会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、P F I 事業者又は特定非営利活動法人 【補助率・限度額等】 定額、各年度の助成額の上限は 500 万円（事業実施期間：上限 2 年間） （2）農泊地域経営強化タイプ 【補助対象事業】 単価の引き上げや経営コストの削減により高付加価値化を目指す新たな取組 【事業実施主体】 地域協議会（ただし、（1）農泊地域創出タイプ、4 市町村・中核法人実施型、5 農家民泊経営者等実施型事業または令和 7 年度末までに、農山漁村振興交付金のうち農泊推進対策若しくは農山漁村発イノベーション対策（農泊推進型）の各事業を実施しているなどの要件を満たすこと。） 【補助率・限度額等】 定額、各年度の助成額の上限は 250 万円（事業実施期間：上限 2 年間） （3）インバウンド食関連消費拡大タイプ 【補助対象事業】 インバウンドによる食関連消費の拡大に向けた、地域ならではの「食」を提供する団体等との連携による、多様な「食」資源の洗い出しから高付加価値化の実現までに至る一体的な取組 【事業実施主体】 地域協議会（ただし、（1）農泊地域創出タイプ、（2）農泊地域経営強化タイプ、4 市町村・中核法人実施型、5 農家民泊経営者等実施型事業または令和 7 年度末までに、農山漁村振興交付金のうち農泊推進対策若しくは農山漁村発イノベーション対策（農泊推進型）の各事業を実施しているなどの要件を満たすこと。）

【補助率・限度額等】

定額、助成額の上限額は、事業実施主体当たり助成単価（年標準額 500 万円）に交付対象の事業年数を乗じた額とする。（事業実施期間：上限 3 年間）

2 人材活用事業

（1）研修生タイプ

【補助対象事業】

地域協議会の事務局業務や観光コンテンツの提供などを担う地域外の人材（研修生）を活用する取組

【事業実施主体】「1 農泊推進事業」を実施している者

【補助率・限度額等】

定額、各年度の助成額の上限は、250 万円とする。ただし、そのうち人件費に相当する額については、200 万円を上限とする。また、研修手当の上限単価は、月額 14 万円とする。（事業実施期間：上限 2 年間 ただし、1（3）インバウンド食関連消費拡大タイプを併用する場合は最大 3 年間とすることができる。）

（2）専門家タイプ

【補助対象事業】

地域内に無い専門的知識を持つ人材（専門家）を活用する取組

（専門的知識の例）事業計画策定、プロジェクトマネジメント、観光コンテンツ開発、観光プロモーション、旅行商品開発、マーケティング、ICT 化指導 等

【事業実施主体】「1 農泊推進事業」を実施している者

【補助率・限度額等】

定額、各年度の助成額の上限は、650 万円とする。ただし、そのうち人件費に相当する額については、600 万円を上限とする。また、研修手当の上限単価は、月額 75 万円とする。（事業実施期間：上限 2 年間 ただし、1（3）インバウンド食関連消費拡大タイプを併用する場合は最大 3 年間とすることができる。）

3 農家民宿転換促進費

【補助対象事業】

旅行者の受入拡大を図るため、農家民泊から農家民宿へ転換する取組

【事業実施主体】「5 農家民泊経営者等実施型」を実施している、地域協議会と農家民泊経営者等との連携体（連携体の構成員である農家民泊経営者は、本事業完了後の翌年度末までに余暇法に基づく農林漁業体験民宿業の登録をしていること）

【補助率・限度額等】定額、連携体の構成員である農家民泊経営者 1 名当たりの助成額の上限は、100 万円 又は「5 農家民泊経営者等実施型」の事業における①に要した費用の 1 / 2 以内のいずれか低い額とする。（事業実施期間：1 年間）

4 市町村・中核法人実施型

【補助対象事業】

古民家、廃校舎等を活用した滞在施設、農林漁業・農山漁村体験施設等を整備する取組

【事業実施主体】市町村、地域協議会の中核となる法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者が組織する団体、地方公共団体が出資する団体、地域再生推進法人、P F I 事業者又は特定非営利活動法人

【補助率・限度額等】1/2 以内、2 カ年の助成額の上限は、2,500 万円とする。ただし、古民家、廃校舎等の遊休資産を改修する場合で要件を満たす場合はこの限りではない。（事業実施期間：上限 2 年間）

※ 5 の事業との併用は不可

5 農家民泊経営者等実施型

【補助対象事業】農家民泊経営者等が行う以下の取組

- ① 旅館業法に基づく簡易宿所の営業許可の取得に最低限必要となる設備の整備
- ② 個人旅行者を呼び込むために必要となる宿泊施設の質の向上のための設備の整備
- ③ 地域の防災計画等と連携した避難所等又は指定避難所等として活用するために必要となる設備の整備

【事業実施主体】地域協議会と農家民泊経営者等との連携体（連携体の構成員である農家民泊経営者は、本事業完了後の翌年度末までに旅館業法の許可を取得をしていること）

【補助率・限度額等】1 / 2 以内、助成額の上限は 5,000 万円（ただし、農家民泊経営者等の 1 名当たりの上限 1,000 万円）（事業実施期間：1 年間）

※ 4 の事業との併用は不可

6 広域ネットワーク推進事業

【補助対象事業】国内外の旅行者、旅行業者等に個々の農泊地域の魅力を効果的に情報発信する取組、農泊に係る取組の拡大を図るための取組、専門家の派遣、経営能力向上のための研修等を行う取組

【事業実施主体】都道府県、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は民間企業

【補助率・限度額等】定額、農村振興局長または地方農政局長が別に定める公募要領による（事業実施期間：1 年間）

申請期間	募集期間の設定あり
問合せ先	中国四国農政局 農村振興部 都市農村交流課 【電話】086-224-4511（代表）
関連サイト	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

（２）研修開催等に係る取組に対する支援

【団体】「とっとりプロボノ」による支援

区分	人的支援
施策主体	公益財団法人とっとり県民活動活性化センター

対 象 者	✓ 鳥取県内に事務所（所在地）または活動拠点を置く団体 ✓ 営利を目的とせず、宗教・政治活動を主な目的としない団体（法人格の有無は問わ ず） ✓ 定款、運営規約、会則のいずれかを有すること ✓ 意思決定者および窓口担当者を各 1 名以上置き、組織としての受け入れ体制が確保で きること ✓ プロジェクト実施期間中、プロボノワーカー（ボランティア）やとっとり県民活動活性化センタ ー等との電話・メールによる迅速な対応等、円滑なコミュニケーションが図れる団体 ✓ 同時期に同様の分野での補助金および他のプロボノ支援を受けていないこと ✓ 平日夜または土日のミーティングにも対応可能であること ✓ 本事業の趣旨を理解し、仕事を発注する立場ではなくボランティアを受け入れ一緒にプロ ジェクトを進めようとする団体であること
対象事業例	支援内容については、以下の A～D の 4 つのうちいずれかを選んでください。支援内 容は審査結果により決まりますので、団体のご希望に添えない場合があります。 A 事業戦略支援（事業計画立案、マーケティング基礎調査、組織の課題整理等） B 業務改善支援（業務フロー設計、活動運営マニュアル作成、アンケート作成等） C ファンドレイジング（資金調達）支援（営業資料作成、寄付管理等） D 情報発信支援（印刷物、IT 活用等）
施 策 概 要	社会人・若者ボランティア「とっとりプロボノ」による NPO 等に対する事業計画立案、マーケティン グ基礎調査等を支援し団体の課題解決を目指す。 ※「プロボノ」とは仕事等で得た経験やスキルを活かしたボランティア 【内容】 本事業は、社会人や学生が仕事や勉学、趣味などで培ったスキルや経験を活かして鳥取県内の NPO 等の団体への支援を行うことで、団体の課題解決やボランティアのスキル向上等を目的とし て実施するボランティアプログラムです。プロボノワーカーとして登録いただいた方のなかから、プロジェク トに参加していただけるプロボノワーカー登録者と団体のマッチングを行います。
申 請 期 間	募集期間の設定あり
問 合 せ 先	公益財団法人とっとり県民活動活性化センター 〒682-0023 鳥取県倉吉市山根 557-1 パープルタウン 2 F TEL:0858-24-6460 受付時間 10:00～18:00(土日祝除く) ファクシミリ:0858-24-6470 メールアドレス : info@tottori-katsu.net
関 連 サイト	公益財団法人とっとり県民活動活性化センターHP https://tottori-katsu.net/

(3)その他(地域課題の解決に向けた取組への支援)

【県】ミラ・クル・とっとり運動推進補助金

区 分		補助金
施策主体		県
対 象 者		（１）地域づくりに意欲があり、県内に事務所又は活動拠点を有すること（法人格の有無は問わない） N P O、ボランティア団体、住民主体の実行委員会、自治会等の地域住民組織、企業、商工団体の各種産業団体及びその青年部組織 など ※営利を目的とする企業の場合、地域活性化のための社会貢献活動（非営利）を対象とする。 （２）以下の項目に該当する団体ではないこと a. 県の他の補助金、交付金等を今回申請する事業のために受け入れている（受け入れる予定である） b. 国、他の地方公共団体又は団体等からの補助金、交付金等を今回申請する事業のために本補助金の額を超えて受け入れている（受け入れる予定である） c. 政治、宗教、特定の思想の普及又は選挙活動に関わる活動を行っている d. 暴力団又は暴力団員等の統制下にある e. （団体の場合）団体としての実体のないもの
対 象 事 業 例		・地域資源を活かしたまちづくりを図る事業 ・伝統・文化の保存や活用を図る事業 ・自然環境や景観保全を図る事業 ・安心・安全な地域づくりを図る事業 ・福祉・健康づくりを促進する事業 ・地域内、地域間交流・人材育成を促進する事業
施 策 概 要		県内で地域をより良くするために自ら取り組む、住民団体、N P O、企業、商工団体などの各種産業団体及びその青年部組織など多様な主体の様々な活動を支援

申請区分		対象事業	補助限度額	補助率	採 択 予 定 件 数
若者トライ型		10 歳から 25 歳までの若者（3 名以上）が中核となって構成する団体による新たな取組（試行的な取組を含む）及びこれまでの取組を拡充するもの。	15 万円 （＋クラウドファンディング事業者への手数料相当額（上限 4 万円））	10／10	8 件程度
スタート	スタート支援	地域活性化のための新たな取組、これまでの取組を拡充する取組や試行的な取組。	10 万円	10／10	25 件程度

アップ型	ステップアップ支援	過去にスタートアップ型〔H27 以前の鳥取力創造運動支援補助金はスタートアップ型（「新規」又は「継続」）の補助を受けた事業で、新たな工夫や基盤整備等により、中・長期的な活動の継続、成長を視野に入れて行うもの。	30 万円	3 / 4	7 件程度
申請期間	下表の募集区分に対応して、それぞれ補助対象となる事業期間を設定します。同期間以前に実施した活動に係る経費については補助対象となりませんので注意してください。				
	(1) 若者トライ型				
	区分	募集期間	補助対象となる事業期間（注）		
	1 次募集	令和 8 年 3 月 5 日（木）から 3 月 25 日（水）まで	交付決定日（令和 8 年 5 月下旬頃）から 令和 9 年 3 月 10 日(水)まで		
	2 次募集	令和 8 年 5 月 15 日（金）から 6 月 11 日（木）まで	交付決定日（令和 8 年 7 月下旬頃）から 令和 9 年 3 月 10 日(水)まで		
	3 次募集	令和 8 年 8 月 17 日（月）から 9 月 10 日（木）まで	交付決定日（令和 8 年 10 月下旬頃）から 令和 9 年 3 月 10 日(水)まで		
申請期間	(2) スタートアップ型（スタート支援及びステップアップ支援）				
	区分	募集期間	補助対象となる事業期間（注）		
	1 次募集	令和 8 年 3 月 5 日（木）から 3 月 25 日（水）まで	交付決定日（令和 8 年 5 月下旬頃）から 令和 9 年 3 月 31 日(水)まで		
	2 次募集	令和 8 年 5 月 15 日（金）から 6 月 11 日（木）まで	交付決定日（令和 8 年 7 月下旬頃）から 令和 9 年 3 月 31 日(水)まで		
	3 次募集	令和 8 年 8 月 17 日（月）から 9 月 10 日（木）まで	交付決定日（令和 8 年 10 月下旬頃）から 令和 9 年 3 月 31 日(水)まで		
(注)「事業」とは、例えばイベントや研修会を実施する場合は催事とその準備、精算業務の全体を指します。一年を通じて複数回催事を実施する「事業」については、最初に行う催事の準備期間を目安に応募してください。					
問合せ先	○（鳥取市、岩美郡での活動に関すること） 東部地域振興事務所東部振興課 住所 〒680-0061 鳥取市立川町六丁目 1 7 6（鳥取県東部庁舎 1 階） 電話 0857-20-3528／電子メール toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp				
	○（八頭郡での活動に関すること） 東部地域振興事務所八頭振興課 住所 〒680-0461 八頭郡八頭町郡家 1 0 0） 電話 0857-72-3880／電子メール toubu-shinkou@pref.tottori.lg.jp				
	○（倉吉市、東伯郡での活動に関すること）				

	中部総合事務所中部振興課 住所 〒682-0802 倉吉市東巖城町 2 電話 0858-23-3177／電子メール chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp ○（米子市、境港市、西伯郡での活動に関すること） 西部総合事務所西部振興課 住所 〒683-0054 米子市鞆町一丁目 160 電話 0859-31-9606／電子メール seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp ○（日野郡での活動に関すること） 日野振興センター地域振興課 住所 〒689-4503 日野郡日野町根雨 1 4 0 - 1 電話 0859-72-2080／電子メール hino-shinkou@pref.tottori.lg.jp ○（制度に関すること） 協働参画課 住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 2 2 0 電話 0857-26-7248／電子メール kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp
関連サイト	https://www.pref.tottori.lg.jp/127928.htm

3 旅館業「簡易宿所」営業許可を取得して民泊に取り組む方向けのサポート

(1) 「簡易宿所」営業許可取得に係る助成

【智頭町】智頭町森林セラピー推進事業補助金

区 分	補助金
施策主体	智頭町
対象者	森林セラピー推進団体・関連団体及び個人
施策概要	智頭町森林セラピー事業の推進に係る事業を行う団体及び個人を支援することにより、町の森林資源及び町内外の人的資源を活用した山村再生を図ることを目的として交付する。 【補助対象経費】 事業主体が推進する民泊施設の旅館業営業許可申請に係る経費 【補助額】 旅館業営業許可申請手数料の 1/2
申請期間	随時
問合せ先	智頭町 山村再生課 TEL: 0 8 5 8 - 7 5 - 3 1 1 7
関連サイト	https://www.chizutown.jp/contents/reiki/reiki_honbun/m016RG00000136.html

【団体】とっとり因幡グリーンツーリズム補助事業〔農家民泊等推進補助金〕

区 分	補助金
施策主体	とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会
対象者	とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会会員
施策概要	簡易宿所営業許可取得手数料・飲食店営業許可取得手数料を補助します 【補助対象要件】 ①申請時に以下の書類を提出すること。 1、農家民泊等推進補助金交付申請書 2、旅館業法・食品衛生法にかかる営業許可取得予定者一覧表 ②取得後に以下の書類を提出すること。

	1、農家民泊等推進補助金実績報告書 2、旅館業法・食品衛生法にかかる営業許可証の写し（今年度取得分に限る） 3、旅館業法・食品衛生法にかかる営業許可取得者一覧表＜実績報告＞ 4、請求書 【補助率等】 簡易宿所営業許可取得手数料：1/2 補助上限 11,000 円 飲食店営業許可取得手数料：1/2 補助上限 8,800 円
申請期間	随時（ただし、申請額が予算上限に達し次第、受付を終了します）
問合せ先	とっとり因幡グリーンツーリズム推進協議会 事務局 （一社）五しの里さじ地域協議会 （〒689-1314 鳥取市佐治町加茂 1547） TEL：0858-89-1780（FAX：89-1777） E-mail：goshinosato@yahoo.co.jp
関連サイト	－

（２）ユニバーサル化等に係る取組に対する支援

【県】宿泊施設魅力アップ事業補助金

区分	補助金
施策主体	県
対象者	県内宿泊施設（旅館・ホテル・簡易宿所）
施策概要	鳥取県内の宿泊施設等における魅力向上に資する環境整備に対し経費の一部を助成します。
ユニバーサル化事業 ＜補助対象経費＞ (1)客室、食事処等のユニバーサル化（和室へのベッドの整備、食事処への机・椅子などの整備、和式トイレの洋式化等）に要する次の経費 ● 工事請負費、備品購入費 (2)和室の洋室化（畳のフローリング化、ユニットバス設置に要する経費等）に要する次の経費 ● 工事請負費、備品購入費 魅力向上事業 ＜補助対象経費＞ (3)宿泊客受入れのためのおもてなし研修会開催等に要する次の経費 ● 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費、委託料、使用料及び賃借料 ペット宿泊推進事業 ＜補助対象経費＞ (4)客室等でペットと一緒に宿泊するための整備に要する次の経費 ● 工事請負費、備品購入費 サイクリストの聖地推進事業 ＜補助対象経費＞	

(5) 自転車を館内（玄関口など）に駐輪する等の整備に要する次の経費

- 工事請負費、備品購入費

サウナツーリズム推進事業

＜補助対象経費＞

(6) サウナ施設の整備（新設及び改修）に要する次の経費

- 工事請負費、備品購入費

【補助率・補助上限額】

1/2（上限額 100 万円）

ただし、（1）和式トイレの洋式化については、3 分の 1（上限額 100 万円）

申請期間	随時
問合せ先	鳥取県 輝く鳥取創造本部 観光交流局 観光戦略課 電話 0857-26-7421 FAX0857-26-8308 メールアドレス kankou@pref.tottori.lg.jp
関連サイト	http://www.pref.tottori.lg.jp/265154.htm

(参考)関係団体の取組

◎一般社団法人山陰インバウンド機構

団体概要	山陰インバウンド機構と Airbnb は、山陰を訪れる日本国内外からの旅行者数を増大させる観光促進施策を推進することを目的とした覚書を締結。Airbnb との連携により、民泊受入者が滞在旅行者を受け入れるための地域での協力体制の構築、農山漁村滞在の受け入れ先ホストの開拓や教育、マーケティング等を共同で支援。
問合せ先	一般社団法人山陰インバウンド機構 〒683-0043 鳥取県米子市末広町 311 番地米子駅前ショッピングセンター4F TEL (0859) 21-1502FAX (0859) 21-1524
関連サイト	https://www.sanin-tourism.com/

◎鳥取県教育旅行誘致促進協議会

団体概要	教育旅行における民泊の利用促進のため、受入家庭の増加に取り組む地域協議会（民泊等の推進組織）への支援、研修等の受地体制整備に取り組む。 ＜平成 27 年 6 月設立、市町村・観光事業者・民泊受入団体等で構成＞
問合せ先	鳥取県教育旅行誘致促進協議会（事務局：公益社団法人鳥取県観光連盟） 〒680-0034 鳥取県鳥取市元魚町 2 丁目 2 0 1 エステートビル V 5 階 TEL 0857-39-2111 FAX 0857-39-2100
関連サイト	鳥取県観光連盟 H P「教育旅行」 http://www.tottori-guide.jp/1332/

◎第一次産業観光利活用推進協議会

団体概要	県内農林水産業の特性を活かした観光素材の掘り起こし等による観光誘客、生産者の所得向上を目指す中で、重点事項として JA 等農業関係団体の会員への農家民泊の普及活動に取り組む。 ＜平成 28 年 8 月設立、JA 等会員団体で構成＞
問合せ先	第一次産業観光利活用推進協議会（事務局：鳥取県農業協同組合中央会） 〒680-0833 鳥取県鳥取市末広温泉町 7 2 3 電話 0857-21-2611 FAX0857-37-0052 メールアドレス ja31kouhou@true.ocn.ne.jp
関連サイト	http://www.ja-tottori.or.jp/chuou

◎とっとり空き家利活用推進協議会

団体概要	空き家所有者の不安解消、空き家の利活用を促進し、住民の賑わいや地域景観の保全によりまちなかを活性化させることを目的とする。空き家掘り起こしのための相談会や空き家に関する相談員派遣、空き家利活用に関するシンポジウム等を開催。 ＜平成 28 年 7 月設立、宅地建物取引業協会・建築士会等で構成＞
問合せ先	とっとり空き家利活用推進協議会（事務局：公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会） 〒680-0036 鳥取市川端 2 丁目 125（鳥取県不動産会館 1 F） 電話 0857-23-3569 メールアドレス info@tottori-takken.or.jp
関連サイト	https://akiya-rikatsuyou.org/

(参考)関連サイト

民泊制度ポータルサイト「minpaku」をご覧ください

民泊に関する制度や届出の方法などを掲載した「民泊制度ポータルサイト」が開設されています。

住宅宿泊事業等の事業を開始するためには、原則として、「民泊制度運営システム」により手続きを行っていただきます。システムの操作方法確認やログインは、民泊制度ポータルサイトから行ってください。

【URL】

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/>
※「民泊制度」「民泊ポータル」などで検索してください

【主な掲載情報】

- 民泊の基礎知識
- 住宅宿泊事業・管理業・仲介業の届出・申請方法
- 地方自治体の窓口の紹介・条例の制定状況等
- 民泊制度コールセンターの案内
- 関係法令集
- 民泊制度運営システム操作方法・ログイン
- よくある質問・回答
- 住宅宿泊管理業者、住宅宿泊仲介業者の登録簿 等

【開設日】平成 30 年 2 月 28 日 ※順次情報を拡充

【言語】日本語、英語



鳥取県公式ホームページとりネット「民泊サイト」

鳥取県公式ホームページ「とりネット」にも「民泊サイト」を開設しています。「相談窓口」などに関する情報のほか、「交流民泊」を実施する皆様に対する各種支援策を掲載しています。

【URL】

<http://www.pref.tottori.lg.jp/273820.htm>
※「鳥取県 住宅宿泊事業」と検索してください

【相談窓口】

＜東部＞ ※H30.4.1 から鳥取市に業務移管

鳥取市環境局生活環境課

電話 0857-30-8083 ファクシミリ 0857-20-3918

＜中部＞

中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課環

電話 0858-23-3279 ファクシミリ 0858-23-3266

＜西部＞

西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課

電話 0859-31-9350 ファクシミリ 0859-31-9333

